

平成26年 7 月 1 日

原子力規制委員会委員長 田中俊一 殿

敦賀市長 河瀬一治

### 日本原子力発電(株)敦賀発電所の敷地内破砕帯評価に関する意見書

去る6月21日に日本原子力発電(株)敦賀発電所の敷地内破砕帯に関する有識者会合が開催されましたが、事前に事業者が求めた2名の専門家の会合への参加が認められず、議論が十分に尽くされないまま、次回会合にて評価書の修正に入ることとされました。

本年3月に、本市より貴委員会に対して意見書を提出した際に、有識者会合の場に事業者にて専門家を呼び、意見をぶつけてもらって構わない旨の回答があり、その後の定例ブリーフィングにおいても同様の発言がなされておりますが、今回このような対応がなされたことは、これら一連の発言と矛盾しております。

先般の会合において、意見の異なる専門家同士による科学的・技術的な議論が深まることを期待していた本市といたしましては、5人の有識者以外の専門家を排除するような議事運営がなされたことは誠に遺憾であり、貴委員会の審議の進め方に改めて疑念を覚えたところであります。

本市といたしましては、これまでも再三にわたり貴委員会に意見書を提出し、審議のあり方等を改めていただくよう申し入れしてまいりましたが、多様な意見を取り入れた公平かつ科学的な議論の結果による適切な判断と、判断に至る合理的な証拠を示した上での丁寧な説明が、市民から信頼される規制につながるものであることから、下記の事項について再度申し入れいたします。

#### 記

- 1 審議にあたっては、有識者会合委員やピアレビュー委員に限らず、様々な専門家を参加させ、科学的・技術的議論を尽くすこと。
- 2 効率的かつ有意義な議事運営のために、有識者が考える議論の焦点をあらかじめ明らかにした上で、審議を行うこと。
- 3 評価の結果については、科学的・技術的に合理的な証拠を示し、評価に携わった者自らが、本市に対して丁寧に説明すること。